

特殊な積算体系を有する工事の最低制限価格及び 低入札価格調査制度に係る調査基準価格の算定について

総務部管財契約課

一般土木工事等とは異なる特殊な積算体系を有する工事の最低制限価格及び低入札価格調査制度に係る調査基準価格における算定基準について、次のとおり取り扱うこととしました。

1. 算定基準

(1) 最低制限価格又は調査基準価格の算定式（税別）

直接工事費に区分するもの×0.97+共通仮設費に区分するもの×0.9 +現場管理費に区分するもの×0.9+一般管理費等に区分するもの×0.68

※1つの工事で複数の工種を含み、それを工種毎に積算をしている場合は、区分ごとに全工種を合算する。

例) 工種㊸と工種㊹に分かれている場合、工種㊸と工種㊹の直接工事費の合計を当該工事の直接工事費とする。

※価格は千円未満を切り上げた額に100分の110を乗じて得た額とし、予定価格に0.75と0.92を乗じて得た価格の範囲内とする。なお、0.92を乗じて得た額を超える場合にあっては0.92を乗じて得た額とし、0.75を乗じて得た額に満たない場合にあっては0.75を乗じて得た額とする。

(2) 最低制限価格及び調査基準価格の設定区分

工事の種類別		費目	直接工事費に区分するもの	共通仮設費に区分するもの	現場管理費に区分するもの	一般管理費等に区分するもの
土木	土木電気通信設備工事	機器費 (工場製作)	機器費×0.6 (直接製作費)	機器費×0.1 (間接労務費)	機器費×0.2 (工場管理費)	機器費×0.1 (一般管理費等)
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 機器間接費	一般管理費等
	土木機械設備工事	機器費	直接製作費	間接労務費	工事管理費 設計技術費	一般管理費等
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費	一般管理費等
下水道等	下水道等工事 (機械設備工事) (電気設備工事)	機器費	機器費×0.6	機器費×0.1	機器費×0.2	機器費×0.1
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等

《計算例》土木電気通信設備工事の場合

機器費 3, 500, 000円・・・①
 直接工事費 12, 000, 000円・・・ア
 共通仮設費 2, 400, 000円・・・イ
 現場管理費 4, 800, 000円・・・ウ
 一般管理費等 4, 800, 000円・・・エ
 機器間接費 500, 000円・・・オ

《機器費の按分》

直接工事費 ①×0.6=2, 100, 000円・A
 共通仮設費 ①×0.1=350, 000円・・・B
 現場管理費 ①×0.2=700, 000円・・・C

一般管理費等 ①×0.1=350,000円・・・D

《機器費と工事費との合算》

直接工事費に区分するもの ア+A=14,100,000円

共通仮設費に区分するもの イ+B=2,750,000円

現場管理費に区分するもの ウ+オ+C=6,000,000円

一般管理費等に区分するもの エ+D=5,150,000円

《最低制限価格及び調査基準価格の算出》

$14,100,000 \times 0.97 + 2,750,000 \times 0.9 + 6,000,000 \times 0.9 + 5,150,000 \times 0.68 = 25,054,000$ 円 (税抜)

3. 施行日

この算定基準は、令和7年10月1日から施行（令和7年10月1日以降に入札公告する工事から適用）する。

附 則

この算定基準は、令和8年（2026年）4月1日より施行する。